

令和5年第2回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和5年6月13日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	高木法生	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	中嶋一彦
総務企画部長	佐々木昭治	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
教育委員会事務局長	千々松雅幸	デジタル推進部次長	落合浩志
総務企画部次長	古屋敦子	市民福祉部次長	佐々木靖司
建設農林部次長	中村壽志	病院事業局管理部次長	古屋壮之
総務企画部行政経営課長	新家健司	農業委員会事務局長	深川修作

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 令和4年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しについて

日程第4 報告第2号 令和4年度美祢市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第5 報告第3号 令和4年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについて

日程第6 報告第4号 令和4年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについて

日程第7 報告第5号 令和4年度美祢観光開発株式会社の事業報告について

日程第8 議案第6号 令和4年度美祢農林開発株式会社の事業報告について

日程第9 議案第48号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第49号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第50号 美祢市税条例の一部改正について

日程第12 議案第51号 美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第52号 美祢市自家用有償旅客運送条例の制定について

日程第14 議案第53号 美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の廃止について

日程第15 議案第54号 美祢市火災予防条例の一部改正について

日程第16 議案第55号 美祢市学校給食センター建設（建築主体）工事の請負契約の締結について

日程第17 議案第56号 美祢市学校給食センター建設（機械設備）工事の請負契約の締結について

日程第18 議案第57号 美祢市学校給食センター建設（電気設備）工事の請負契約の締結について

日程第19 議案第58号 財産の取得について

日程第20 議案第59号 財産の取得について

日程第21 議案第60号 美祢市農業委員会委員の任命について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。ただいまから、令和5年第2回美祢市議会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、このたび中国市議会議長会より表彰がございました。被表彰者のお名前を事務局から報告いたさせます。事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告申し上げます。

中国市議会議長会表彰、議員特別表彰として、議員36年以上、竹岡昌治議長。議員20年以上、荒山光広議員。議員16年以上、高木法生副議長、三好睦子議員。

以上、御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 受賞なさった議員の皆さん、おめでとうございます。今後もよろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部から、報告第1号から報告第6号までの6件及び議案第48号から議案第60号までの13件、計19件でございます。

また、事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、猶野智和議員、秋枝秀稔議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から7月5日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承のほどお願いいたします。

日程第3、報告第1号から日程第21、議案第60号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和5年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました報告6件、議案13件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、令和4年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しについてであります。

これは、令和4年度美祢市一般会計予算の継続費について、第一別館改修等整備事業ほか、2件の事業費のうち、1億5,878万9,565円を令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和4年度美祢市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてであります。

これは、令和4年度美祢市一般会計予算の繰越明許費について、メールサーバー等整備事業ほか、18件の事業費のうち、3億4,057万3,760円を令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、令和4年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和4年度美祢市水道事業会計予算において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、上野・秋吉地区水道統合整備事業第4配水池築造工事、ほか4件の事業費のうち、1億9,177万3,400円を令和5年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

報告第4号は、令和4年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和4年度美祢市下水道事業会計予算において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、美祢市浄化センター等改築更新工事の事業費のうち、

3,700万円を令和5年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

報告第5号は、令和4年度美祢観光開発株式会社の事業報告についてであります。

道の駅おふくについては、令和4年度は、コロナ禍による移動制限がなかったこともあり、上半期を中心に、来客数も増加傾向にあったものの、秋以降の新型コロナウイルス感染症第8波の影響や改修工事に伴う温泉施設の休業等により、年間の来客数は伸び悩んだ結果となりました。

そのような中、積極的なイベントの開催や市内外のイベントへの出展を行うことで、部門別の売上実績では、税抜きで、前年度比12.3%増の2億1,224万5,367円を計上しました。

一方で、長引く物価高騰や国等の補助金が前年度と比べ減少したことなどが影響し、当期純損失297万7,668円を計上したところであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行となり、来客数の増加が期待できるものの、先行きの見えない物価高騰は、経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、リピーターや県内客を中心とした誘客促進を図り、様々なイベントの企画や積極的な情報発信、地域の特性を生かした特徴ある商品開発など、目的地となる快適な空間を目指すとともに、利用者のニーズを常に意識し、地域と一体となった道の駅づくりを行っていく計画とされています。

ここに経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

報告第6号は、令和4年度美祢農林開発株式会社の事業報告についてであります。

令和4年度は、竹箸部門とものづくり部門の売上げが大きく減少したものの、タケノコの水煮製造を行う農産物加工部門の売上げが増加したことから、売上総額は税抜きで、前年度比5.6%増の2,394万5,291円となりました。

一方で、補助金の減額等により、当期純利益は、前年度比28.4%減の268万662円を計上したところであります。

今年度については、各部門の事業実施期間は、6月30日までの3か月間とし、その後は、美祢観光開発株式会社との合併を予定されており、合併に向けた事務手続が行われることとなりますが、合併の期日は、今後開催される役員会で正式に決定

される予定であります。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案第48号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けたものに係る支援事業に要する経費や、本庁舎整備事業に係る経費など、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するとともに、継続費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、本庁舎整備事業において、著しい物価変動の影響を受けた工事費について、契約約款に基づき、適当と認める価格上昇分の経費など9,519万円を追加しております。

民生費では、物価高騰の影響を受けたものに係る支援事業の1つとして行う市民生活支援商品券配布事業に係る経費や、医療的ケア支援事業に要する経費など、合わせて7,921万5,000円を追加しております。

農林費では、農業振興団体支援育成事業において、特産品であるゴボウの生産者支援経費として58万円を追加しております。

商工費では、原油価格物価高騰に伴う支援として、市内中小企業者に対する補助金2,850万円を追加しております。

教育費では、魅力ある学校づくりを検討するための経費や原油価格物価高騰に伴う小・中学校の給食費に対する支援経費など、合わせて357万5,000円を追加しております。

一方、歳入では、自家用有償旅客運送使用料をはじめとする特定財源を1億8,161万7,000円追加するほか、一般財源として財政調整基金繰入金を2,544万3,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億706万円を追加し、歳入歳出予算の総額を217億3,331万3,000円とするものであります。

次に、継続費の補正では、新本庁舎建設工事において、総額及び年割額の変更を行っております。

次に、債務負担行為の補正では、看護師等奨学金貸付金において、期間の変更を

行っております。

最後に、地方債の補正では、庁舎等整備事業債ほか1件について、限度額の変更を行っております。

議案第49号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、令和3年6月に全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、今年度中に、生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認が導入されることに伴い、特定個人情報の独自利用を行う事務として条例で定める必要がありますので、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第50号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、森林環境税の導入に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定するなど、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、地方税法等の改正に併せて、それぞれ令和5年7月1日、令和6年1月1日及び令和7年1月1日から施行するものであります。

議案第51号は、美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、特定事業用機械等を取得した場合の特別償却等について、適用期限を令和7年3月31日まで延長するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第52号は、美祢市自家用有償旅客運送条例の制定についてであります。

これは、本年10月1日から、市が運営主体となり、道路運送法第79条の規定による国土交通大臣の登録を受けて、自家用有償旅客運送を開始するため、条例の制定を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年10月1日から施行するものであります。

議案第53号は、美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の廃止についてであります。

美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議は、当該整備に関する事項について審議及び検討を行うものとして設置したものでありますが、整備に係る実施設計を策定し本会議の所掌事務が完了したことから、このたび条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第54号は、美祢市火災予防条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布され、電気自動車等を充電するための急速充電設備の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年10月1日から施行するものであります。

議案第55号は、美祢市学校給食センター建設（建築主体）工事の請負契約の締結についてであります。

このたび、美祢市学校給食センターを建設するにあたり、去る5月25日に入札を執行した結果、高山産業・西田産業特定建設工事共同企業体が5億3,658万円で落札したため、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第56号は、美祢市学校給食センター建設（機械設備）工事の請負契約の締結についてであります。

これは、5月25日に入札を執行した結果、中電工・林電気特定建設工事共同企業体が3億1,449万円で落札したため、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第57号は、美祢市学校給食センター建設（電気設備）工事の請負契約の締結についてであります。

これは、5月25日に入札を執行した結果、中電工・平和電業社特定建設工事共同企業体が1億7,270万円で落札したため、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第58号は、財産の取得についてであります。

これは、美祢市学校給食センターの厨房設備機器を取得するにあたり、美祢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

なお、5月30日に入札を執行した結果、株式会社中電工美祢営業所が4億8,400万円で落札しております。

議案第59号は、財産の取得についてであります。

これは、美祢市消防署東部出張所に更新配備します災害対応特殊消防ポンプ自動車及びこれに積載する災害活動用資機材を取得するにあたり、美祢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

なお、5月22日に入札を執行した結果、株式会社クマヒラセキュリティ山口支店が4,370万3,000円で落札しております。

議案第60号は、美祢市農業委員会委員の任命についてであります。

美祢市農業委員会の委員は、令和5年7月19日をもって任期満了となります。つきましては、農業委員会の委員に再度、安部好恵氏、石田健治郎氏、伊藤新司氏、伊藤美和子氏、井町哲氏、岸英法氏、倉増知氏、俵薫氏、中嶋誠氏、中野修氏、縄田善博氏、前田耕次氏、馬屋原眞一氏、武藤康志氏、村上浩一氏、安富法明氏、山本正二氏をまた、新たに高見清氏、中嶋友之氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和5年1月20日から令和8年7月19日までの3年間であります。

以上、提出いたしました報告6件、議案13件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、報告及び議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号令和4年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号令和4年度美祢市一般会計予算繰越明許費の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、報告第3号令和4年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第6、報告第4号令和4年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第4号を終わります。

日程第7、報告第5号令和4年度美祢観光開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。観光——美祢観光開発のこの決算についてお尋ねします。

営業外費用と雑収入には、新型コロナウイルス感染症に対する交付金と受取利息が入っています。

部門別総括表を見ますと、シャーベット、レストランとか特産品、温泉などに振り分けられておられるようですが、どのように振り分けられたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

営業外収益の振り分け方ということでの御質問であったかと思えます。

営業外収益につきましては、部門別に振り分け、可能なものにつきましては、該当する部門に振り分けを行います。

例えば、野菜市場のバーコードの使用料みたいなものがございます。そういったものについては野菜市場の部門に特化したものということでもありますので、そちらのほうに振り分けをします。

それ以外の振り分けはなかなか難しいと、他部門にまたがっている、そういったものについては、売上げに応じた案分をされているというふうにお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 受取利息なんですけど、各部門に振り分けるのはおかしいのではないかと思います。表の中にはその他というのがありますが、これに入るものではないでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

12ページに掲載されております部門別の総括表の中の、その他の部門の中で、受取利息を計上すべきじゃないかというような御質問であったかと思えます。

こちらのその他の項目につきましては、自動販売機の売上げや屋外で業者さんが、果物等、販売されております。そちらのほうの販売手数料が該当する項目となっております。

したがって、受取利息につきましても、売上げに応じまして、部門で案分されているというところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） ただいまの報告によりますとね、美祢観光の令和4年度の収支は297万強の赤字でしたと。

その理由にね、国の補助金が減ったとか、長引く物価高騰で純損失が出ましたと。これは、本当にそうなんですか。

もともと国の補助金頼み、あるいは物価高騰ってのは、どこも皆同じように、影響受けてるわけですよ。こんな理由で赤字になったんでしょうかということ。

それから、もともと第三セクターについては、赤字が出そうだったら指定管理を

増やして、つじつまを合わせるということじゃなかったんでしょうか。甚だこの点疑問がありますので、きちんと御答弁を願いたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部観光政策課長（河村充展君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えしたいと思います。

赤字になりました理由といたしましては、先ほど市長から提案説明がありましたように、補助金が減った、また物価高騰の影響を受けたという説明を市長のほうをしております。

結果として、そのようになっているという状況でございますが、坪井議員言われるとおり、本来業務といいますか、道の駅の営業の中で、しっかり利益を出すというのが本来の姿だろうというふうに私も思っているところでございます。

実際のところ、補助金が減っているという状況につきまして少し御説明をさせていただきます。

コロナの影響がございましたので、令和3年度の中では、県の補助金、また、市のほうからも交流拠点の関係の補助金ということで、合わせまして460万円程度補助金がコロナ関係へ出ておりました。それが令和4年度は、そういった補助金がなくなったということもございましたので、収入の部分といたしましては、大きな減少を起こしたということで、提案説明のほうはそのような御回答をさせていただいているところでございます。

また、物価高騰につきましても、議員言われますとおり、どこの企業においても同じような現象が起きておるわけなんで、これを理由にというところっていうのは、本来じゃないという御発言だったと思います。

道の駅おふく、観光開発株式会社の令和4年度の状況を見ますと、温泉の空調設備の関係で、休業等もしております。レストランのテナントの入替え等で、2月末で営業を停止しているといったことも影響はしているというふうには感じ取っているところでございます。

併せまして、指定管理料のことを、議員のほうからお話があったところでございます。

指定管理につきましては、温泉の燃料費高騰部分というところで支出をさせていただいておるところですが、燃料費の高騰部分については、これまでと同様の積算

方法に基づきまして、しっかり計算をさせていただいた上で支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私の質問に全くお答えになってないです。口数は大変多かったんですけども、全くお答えになってないんですよ。

もう1回聞きますよ。もともと道の駅おふく、赤字部門は、レストランと温泉ですよ。それぞれが毎年400万ずつの赤字です、部門別でいえば。そのことをね、何か別の言葉で、何かごまかし答弁された。納得できません。ほかに要因があるんじゃないんですか。赤字部門がね、閉鎖とか、一時休止とか、何かあったと、そんなもんでね、赤字になるはずがないですよ。もうちょっと本当の原因、なぜ297万強赤字が出たのか。もう少しきちっとした分析結果を答弁してくださいませ。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えさせていただければと思います。

議員言われるように、レストラン部門、温泉部門については、毎年のように赤字が出ている、不採算っていいですか、きちんとした収益が出てない部門であるという事は、我々も認識しているところでございます。

先ほどの提案説明の中にもありましたように、秋以降、第8波ということで、影響を受けているのは、これも事実でございます。9月ぐらいから12月ぐらいにかけて、かなりの来客者数の減という状況が起きております。そういったものが影響はしているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） もうこれ以上、3回目ですから質問できませんけれども、何か、奥歯に物が挟まったような答弁なんです。もう少しシャープにね、ここがまずかったって、これからおっしゃってください。

何かね、的を得てない答弁なんです。私がAはどうかとお聞きしたら、Cがどうのこうのって、まるっきり答弁なってません。これ以上言うと嫌事になりますから終わります。

○議長（竹岡昌治君） ほかに質疑ございませんか。三好議員。黙って手を挙げないでくださいね。

○12番（三好睦子君） 提案説明では、利用者のニーズを常に意識し、地域と一体となった道の駅づくりを行っていくと、提案説明ではありますが、昨年度のですね——昨年度のこの計画書を見ますと、昨年度の計画書を見ますと、レストラン部門で地産地消にこだわり——こだわったメニューや価格を改善するとありますが、達成度はどうだったのでしょうか。これは今回には入ってないんですが、よろしいのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問は、令和4年度の事業計画のお話の中で、レストラン部門の地産地消の推進ということが書いてあったというような御質問であったかと思えます。

御質問の件につきましては、細かい資料を持ち合わせておりませんので、詳細にどのようなメニュー改善がされたか、また、そういったものについてはちょっとお答えできかねる状況でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第5号を終わります。

日程第8、報告第6号令和4年度美祢農林開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 単純な質問です。ここに書いてありますようにね、6月末ですかね、今月末で、美祢農林開発株式会社は、美祢観光に吸収合併されると、これは、予定どおりでございますのであれなんです。

事務的なことで申し訳ないんですが、農林資源活用施設の指定管理については、これその後は平行移動をして、美祢観光に移るんですか。それとも、主体が変われば、改めて指定管理し直すということが必要じゃないかと私はと思いますが、そのことについてお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君）　ただいま坪井議員の御質問が、農林資源活用施設の指定管理者の指定のことの御質問であったかと思いますが、こちらにつきましては、3月議会のほうで御議決をいただいているというふうに認識しております。よろしいですか。

○議長（竹岡昌治君）　坪井議員。

○8番（坪井康男君）　それは大変失礼いたしました。失念しておりましたので、先ほどの質問は取消しです。

もう1つね、美祢観光は、二百数十万の赤字ですよ。それで、もう閉鎖目前の——閉鎖っていうんか、何て言いますかね、合併される直前の美祢農林は黒字ですよ。これちょっと信じられないんですが、どういう仕組みで黒字になったんですか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　坪井議員の御質問にお答えいたします。

会社の経営的——業務の内容といたしますか、構造的な部分があるかと思えます。先ほど、河村部長が説明しましたけど、美祢観光開発は、レストラン部門と温泉部門というのはおっしゃるとおり、構造的な赤字体質でございました。で、その部分を——それを物販、またシャーベットというその売上げで、それを解消というか、それをそれで補填してるという仕組みでございます。

この部門は大きく、来客者に——来客者数に影響するという構造にございます。しかしながら、美祢農林開発は、製造部門ですので、商品をつくっておろす、オーダーがあれば、学校給食等の活用など、オーダーがあれば出せるという構造的な仕組みから、一方では赤字、一方では黒字というふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君）　よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君）　お尋ねいたします。

この報告書の4ページなんですけれど、販売費及び一般管理費で、昨年にあった役員報酬が今年度は勘定科目にない理由についてお尋ねします。

ほかに数点ありますけれど、一問一答でお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君）　河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

販売費及び一般管理費の中で役員報酬が昨年度あったが、今年度の報告にはないという御質問でございます。

令和3年度の途中まで在籍されておりました役員の方の報酬が、令和3年度の報告書の中にはあったというふうに解釈しております。令和4年度には、その役員の方はもう既にいらっしゃらない関係上、費目として、この中には載っていないというふうに解釈しておりますが、よろしいですか。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 続いてですが、寄附金の91万3,336円について、説明をお願いいたします。どこに寄附されたのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

同じく販売費及び一般管理費の中にあります寄附金のことであろうかと思いますが、こちらの寄附金につきましては、美祢市のほうに寄附をいただいたものでございます。

内容について御説明しますと、議員御承知のとおり、美祢農林開発株式会社につきましては、今年度、観光開発株式会社のほうと統合されるということになっております。これに伴いまして、農林開発、美祢農林開発が独自で保有されておりました機械類、例えば、カンナの刃を研磨する機械であったり、箸を作る紙面削り機というものを、一部会社のほうが独自で購入されておりました。その機械について、3月末日で美祢市のほうに一旦寄附をいただく、その計算上、簿価——台帳の簿価で、計算をされているというふうにお聞きしているところでございます。

なぜこんなことが起きるのかといいますと、次の事業者の方に、その機械を使っただけのように有効利用できますようにということで、一旦美祢市のほうで、お引き取りをさせていただいて、この4月からは、機械の使用の契約を結ばさせていただいて、現在は使用されているという状況になっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 雑費のところなんですけど、同じ科目の4ページの最後の雑費とありますが、これが約214万円ありますけれど、この金額の大きなものは何だったのでしょうか。科目は設定できなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。寄附金のその下にございます雑費の件でございます。

この雑費の中に何が含まれているのかということでございますが、大きくは税理士の方に対する報酬、また、毎月の報酬、また決算の報酬ということになります。

それと併せまして、令和4年度は、取締役の変更の登記、そういったものがこの中に含まれているということをお聞きしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 5年度の事業計画の中に、ものづくりというのがありますけれど、以前も1回お尋ねしたことがあります。お宮の鳥居のしめ縄——しめ縄がありますよね。鳥居があつてしめ縄が。それは餅わらでできてるわけなんです。最近はお餅わらばかりとは限らないようですけど、市民の方の提案いただいておりますが、このしめ縄づくりを考えていただけないかということでしたけれど、お考えについてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問につきましては、ものづくりの部門で、しめ縄を作れないかという御質問であつたかと思ひます。

しめ縄づくりにつきましては、これまでも、受注と申しますか、作っていただきたいというお話をいただいたときには、量的には少量だと思ひますが、そういったものづくり、しめ縄づくりということもされているというふうにお聞きしております。令和3年度も令和4年度も僅かでございますが、売上げとして上がつてきております。

今後は、この事業も民間のほうに移行されるものになりますので、現在、農林開発で事業展開されている部分については、引き続き情報提供した上で、事業継続ということになろうかと思ひます。

その判断は、もう民間事業者のほうにお任せをすることになろうかと思ひますの

で、その辺は御了承いただければと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） この農林開発ですか——は報告なんで、後で、委員会に付託ということはないんで、この場で、いろいろ質問させていただいていいものと判断しましたんで、質問させていただきます。

事業報告で、令和5年度の事業報告ということが資料に載ってますけども、その概要のところ、いろいろ書いてあるんですけど、これについて、ちょっと二、三確認させてください。

1つは、この農林開発っていうのは、2月の臨時総会ですか——で、基本的には事業譲渡、観光開発のほうにということだったと思いますけれども、実際、例えば竹箸、あるいはものづくりとか、そちらのほうの事業は民間事業者に譲渡するというふうになってますね。

で、ここでいう民間事業者っていうのは、観光開発ではなくって、本当に民間だろうと思うんですけども、そういうふうなことで、7月1日、予定では、一応譲渡というようなことのようなんですけども、そういう、いわゆる本当に純粋に民間事業者のほうへの事業移管ということでよろしいかという質問ですね。一旦、観光開発のほうで受けて、改めて、何か契約か何か結んで、そこで譲渡するのかどうか、もう既に、1日からもう直接、事業譲渡されるのかということが1点。

2点目に、気になることが書いてあるんですけども、残ったものについては、事業譲渡されていない事業については、会社の運営を行っていくと書いてあるんですけど、もう6月末で、この会社は垂直統合されるわけですから、結局、観光開発のほう譲渡されないものは引き続きやるということなんでしょうか。ちょっとその2点お伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般質問で坪井議員のほうからも、この件少し御質問いただいておりますので、詳細はまた、一般質問のほうで御説明させていただきますが、これまで美祢農林開発が行われておりました竹箸の事業であったり、タケノコの事業であったり、もの

づくりの事業、そういったものは全て民間の事業者のほうに、事業移行します。一旦観光開発株式会社が受けてという意味じゃございません。そのまま民間のほうに事業を移行するということになります。

それぞれの部門ごとに、いろいろなものをお持ち——農林開発のほうで、商品なり、材料なり、いろいろなものを持ち合わせていらっしゃると思いますが、それも全て、民間事業者のほうに引き取っていただく等で、今、打合せをしているところでございます。

残る部分の特産品の開発っていうところが一部残ります。美祢観光開発株式会社のほうにおいても、お土産物の開発やいろいろなことをされておりますので、ここの分野については、美祢観光開発株式会社のほうで引き受けていただいて、引き続き、ものづくり、特産品の開発という部門には従事していただくというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 多分、今からの質問も、坪井議員の一般質問の中にあるかもしれないんですけど、そうなってくると、今まで、農林開発のほうで働いていらしゃった従業員の方、これ、これらの従業員の方は、どういうふうに処遇されるのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

従業員の方の今後の状況は、ということで御質問であったかと思えます。

従業員の方につきましてもこの観光開発株式会社の統合、また、事業の民間への譲渡、そういったもののお話は従前よりさせていただいているところでございます。

引き続き、当該事業、自分が携わってる事業に関わりたいと言われる方につきましては、引き続き民間事業者含めまして、継続して働いていただくということでお話をさせていただいているところでございます。

中には、年齢的なものを含めて、個人の御判断の中で、辞めるというような選択をされる方がいらっしゃるかと思います。しかしながら引き続き、従業員の方については、これまでの業務についていただけるように、市のほうも間に入りまして、その辺の調整をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第6号を終わります。

ここで、10分まで休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（竹岡昌治君） それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

その前に、蒸しますんで、もしあれやったら上着を脱がれて結構ですから、どうぞ、脱いでしっかり。執行部の方も脱がれて結構です。よろしゅうございましょうか。

それでは、日程第9、議案第48号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。山中議員。

○13番（山中佳子君） 本来なら、議案第48号は、予算決算委員会において審議されるものであり、私もその委員会に出席しますが、今日の本会議には市長が出席されておりますので、市長へのお尋ねも含めて質問したいと思います。

まず、執行部にお尋ねします。

先ほど、市長から提案説明がありましたが、本庁舎整備事業の予算計上——予算計上のもう少し詳しい根拠と、今までの例として、工事完成までにこのような設備整備工事の追加予算が出されたことがあったのかお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの山中議員の御質問にお答えいたします。

このたびの補正は、昨今の賃金または物価変動の影響を受けまして、工事請負代金の額が著しく不相当となったとして、令和5年4月3日付けで、工事受注者より、工事請負契約約款第25条第6項に規定されるインフレスライドの請求がなされたことから、発注者において影響金額を精査しましたところ、美祢市新本庁舎建築工事で5,606万400円、美祢市新本庁舎電気設備工事で1,028万8,300円、美祢市新本庁舎

機械設備工事で2,197万6,900円が不足することとなり、3工事合計で8,832万5,600円を追加するものでございます。

なお、お尋ねの、今までに公共工事においてこういうことがあったかという御質問であったかと思えますけれども、今までインフレ、物価変動の影響なりで、第25条が運用されるということは昔からございますけれども、美祢市におきましては、私も以前、事業者より御相談を受けたことはございますけれども、私の知る限りでは、今まで対応したことはないというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 次に、市長にお尋ねします。

一般人である私たちが家を建てる場合、初めの契約から、その後、物価の値上がりに伴い追加を言われるということは、受注者、発注者の信頼関係にも関わりますし、受注者として、会社の信用問題にもなるのではないかと思います。

今回、この本庁舎整備事業の追加予算8,832万6,000円を議会に提出されたということは、一般常識からはかなりかけ離れているのではないかと思います。これが行政の常識なのでしょうか。

また、美祢市が現在行っているほかの公共工事、水道工事や第一別館等の工事においても同様の請求があれば応じる用意があるのでしょうか。

もう1点、今回のようなインフレスライドによる工事請負代金の増額について、他の公共工事を行っている業者の方々にも案内や通知を出されたのか、お尋ねします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

一般の民間との発注との違いでございますが、このたびの本庁舎整備工事というのは、長い期間を要してでの整備工事でございます。

ですから、通常の個人的な家屋等を建てるのと大きく違うのは、工事期間の長さではなかろうかと思います。

したがって、工事請負契約の約款の第25条には、物価、賃金または物価の変動に基づく請負代金の額の変更にに基づき、工事受注者から、工事請負代金の額の変

更を求められた場合は、これに対応するというところでございます。

したがって、これは業者からのそのままの額がそのまま予算計上したわけじゃなくて、十分合理的な理由が認められる部分について、契約額の変更、工事の増額、工事代金の増額を行っているものでございます。

2番目でございます。ほかの業者から依頼があれば応じる用意があるかということでございます。

これ、これは契約の時期にもよろうかと思えます。

このたびの新本庁舎の整備に関しては、契約締結から著しい物価変動、また、物価高騰があったわけでございます。新本庁舎別館の改修については、その後でございます。しかしながら、工事請負契約約款第25条には、きちっとこの著しい物価変動等に基づく額の変更が、工事受注者から変更を求められた場合には、これは、発注者である市としては、これに対応する必要があるというふうに思っております。

3点目が、案内につきましては、同じように、工事請負契約約款第25条にきちんと規定しておりますので、受注者側も十分把握していらっしゃるというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 議長にお願いですが、この本庁舎整備事業8,832万6,000円の内訳の資料を執行部に請求したいと思えます。よろしくお取り計らいください。

○議長（竹岡昌治君） 先日全員協議会で、執行部から説明を受けましたが、そのときの資料以外の資料が欲しいとおっしゃるのでしょうか。山中議員。

○13番（山中佳子君） 資材はどのようなものがあるとか、賃金の値上げはどの程度のものであったかというふうなことが知りたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） また、後ほど、詳しくお聞きしたいと思えますが。はい、承知しました。ほかに質疑ございませんか。岡山議員。

○10番（岡山 隆君） それでは、自家用有償旅客運送使用料、この件について、お尋ねしたいと思えます。

これは、公共交通に——公共交通バス廃止に伴う自家用有償旅客運送業務を行うことでの使用料が計上されていると認識しております。

これは、やっぱり公共バスが廃止になると、特に、家族に若い人がいない。高齢者の方、そういった方が、特に中山間、そういったところに住んでおられる方が、なかなかジオタクもあるところもありますけれども、この廃止に伴って、非常に、外出が困難な状況、こういったところの方を救うための、私は対応策とは認識しておりますけれども、自家用有償旅客事業というものはですね、今後どの地域で運行されるようになるのか伺います。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

このたび予算計上しております自家用有償旅客運送事業につきましては、現在、あんもないと号が運行しております上宗済線及び堀越根越線の10月1日からの代替交通手段として運行するものであります。このことから、運行する地域は、大嶺町と於福間の区間、及び大嶺町と伊佐町の区間となっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 分かりました。いずれにしても議案第52号では、美祢市の自家用有償旅客運送条例、これが実際、今年の10月の1日から施行されます。それから実際の運行が始まると認識しておりますけれども、今後、今の上宗済、堀越根越、それ以外にも、今後ですね、いろいろ赤バス等空気を運んでるというそういったこともよく聞かれるわけでありましてけれども、あんまり詳しく言うと、今回これ私一般質問することになってますから、質問、質疑をしてるみたいな感じになりますけれども、いずれにしても、今後、今言った他の地域に自家用有償旅客運送事業ですね、これを拡大していくという、こういった認識というものがあるかどうか、これを最後にお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。52号の今の条例制定のときに、お答えするなり、質問を受けたりしたいと思いますが、いかがでしょうか。岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 一応今回、一般会計補正予算にこの使用料というものが計上——金額が計上されておりますので、それに伴ってお尋ねしたいと思います。答えられる——なかなか答えられんかも分らんけれども、答えられる範囲でよろしくお願ひします。

○議長（竹岡昌治君） 答えることはできるんですが、予算の範囲を超えた事業拡大

の話ですので、52号のときにしていただけませんか。執行部よろしゅうございますね。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第49号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。山下議員。

○2番（山下安憲君） 議案第49号に関連して総務企業委員会に付託されますが、審議の前にお聞きしたいことがありますので、市長にお尋ねいたします。

昨今問題となっている多くの自治体におけるマイナンバーカードの管理をめぐる様々なトラブルの発生において、美祢市として、特別な対策、もしくは独自のガイドライン等をお考えか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） ただいまの山下議員の御質問にお答えいたします。

毎日のように、マイナンバーカードのトラブルについて、新聞、それから、テレビ等により報道があるところでございます。

内容としましては、コンビニ交付の誤交付、それから保険証——マイナ保険証関係のトラブル、それから口座のひも付けの誤り、それからポイントの誤付与、こういったものが連日のように報道されております。

御質問でございますけれども、美祢市としての対応というところでございます。

現在、こちらの内容につきましては、美祢市デジタル推進部のほうに、そういった報告があったということはございませんけれども、こちらのほう、国からも、総務省からも通知が届いておりますので、その通知に基づきまして、随時、適正に処理をしていきたいと考えております。

また、業者トラブルにつきましては、一部の業者でございますけれども、もし、今後業者のトラブル等発覚した場合につきましては、早急——その場合には早急に、国のほうと連携を取りながら、業者との対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 今後、健康保険証とのひも付けなど、このマイナンバーカードの適用が拡大されていく中で、健康保険証の関連することでは、市立2病院をはじめ医療機関とも関わってくることなんですけれども、こういったもの、トラブルが発生する——実際に発生してまして、そして、今後、対策をしていかなければならないと思いますが、本市として、この医療機関に対しての健康保険証のひも付けの準備として、対策は万全なのかお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） ただいまの山下議員の御質問にお答えいたします。

マイナ保険証に関する御質問でございます。

先ほど、御発言のように、美祢市には、公立2病院があります。調査したところ、そちらのほうでも、現在、2病院、マイナカードによる確認、保険証の確認ということをやっているようでございます。

そちらのほうは、現在、通常の保険証とそれから、マイナカードによる読み込みという両方を行っておりますけれども、そちらの対策のほうにつきましては、各医療機関において入力の際に誤り等がないように、病院事業局のほうとしましても、しっかり指示はしているようでございます。

こちらのほうにつきましては、やはり各医療機関において、入力の際に誤りがないように、確認の際に誤りがないようにしなければいけないということで、国からも指示がありますので、各医療機関で慎重に今後もしないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。私は所属の委員会におりませんのでお尋ねするんですが、議案の1ページ、2ページを見ますと、外国人に対する保護に関する規則等の改正案が記載してあります。これについて、2点お尋ねいたします。

1点目は、外国人の生活保護は、マイナンバーカードでマイナンバーを記載しないと受けられないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

生活保護法では、保護対象を原則日本国民としておりますが、永住者などの在留資格で滞在している外国人は、生活保護法が準用されます。

先ほどの議員からの御質問でマイナンバーカードを——マイナンバーを記載しないと受けられないかという御質問でしたけれども、生活保護の受給そのものは、マイナンバーの有無に関係なく審査され、受給することができます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 美祢市において、今までで、外国人の生活保護を受給された、されていた例があるのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

現行の生活保護法が制定、施行されたのは昭和25年ですけれども、外国人に対する法の準用は、昭和29年に国からの通知により始まっております。それ以降、本市を含め全国的に外国人の方が受給ができるようになっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今回のこの条例の改正ですね、市長の提案説明のほうは、今後生活保護を受けるときには、このマイナンバーの登録か何か必要ですということがあって、実際に条例の改正案を見ると、対象として今回載ってるのは、いわゆる生活保護を受ける外国人のということで、つけ加えられてますね。

ということは、生活保護を受けてる外国人以外はもう既に登録が済んでるよ。あるいは登録済んでるというよりも、もう条例の中にきちんと盛り込まれて、外国人だけが抜けてたんで、今回追加しますよと、こういう認識でよろしいんですね。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 藤井議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、このたびの条例の一部改正は、外国人のことについて記載をしております、おっしゃいますとおり、日本国民については既に対応できるようになっておったという状況でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第50号美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。今回の50号ですが、森林環境税は、当該個人の市民税の均等割に賦課し、及び徴収するとあります。市民税には、個人と法人とありますが、法人には森林環境税はかからないのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

森林環境税は、日本国内に住所を有する個人のみを課税対象としておりますので、法人には賦課されません。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 何か不公平な気がいたしますが。

山口県にはやまぐち森林づくり県民税というのがあります。これは500円なのですが、今回の森林環境税に見立てがあるのですが、これは今回のこの改正で、どのようになるのでしょうか。

ですから、500円、今は1,500円——1,500円で、県納が2,000円で、市が1,500円——3,500円——5,500円になるわけなんです、導入されると6,500円になるんですけど、やまぐち森林——やまぐち森林づくり県民税の500円の部分はどうなるかお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

山口県では、手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を健全な姿で、次の世代へ引き継ぐため、森林の整備を目的としたやまぐち森林づくり県民税を平成17年4月1日から導入をされております。

現在のところ、例として加算する額は、先ほど議員のほうからもお話がありまし

たように、個人は年額500円、法人は年額1,000円から4万円となっております。

また、この実施期間は、個人は、平成17年度から令和6年度分までとなっております。法人は、平成17年度から令和7年3月31日まで開始するものの事業年度分となっております。

先ほどおっしゃいましたように、均等割につきましては、県民税、市民税の均等割を含めると、現状は5,500円、先ほど議員のほうからもお話がありました5,500円となりますけれども、令和6年度からは、5,500円に、今までかかっておりました復興特別税の500円が引かれまして、5,000円となって、プラス森林環境譲与税1,000円がプラスされますので6,000円、5,500円が6,000円となるという形になります。

なお、令和7年度からは先ほど申しました、やまぐち森林づくり県民税の500円がなくなりますので、県が今の状況で言いますと、期間が令和6年度分までとなっておりますので、令和7年度からは、6,000円から500円引かれた5,500円という形になるものです。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） それで、お尋ねするんですけど、今回の改正では、市民税の均等割にかかるわけなんですけれども、均等割に賦課されるわけなんですけれども、今回のこの改正で影響を受ける市民は、およそ何人でしょうか。パーセントでもいいですが、お願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

令和4年1月1日現在で人口2万2,759人のうち、個人住民税の均等割がかかっている人数は1万1,616人でございます。パーセンテージでいきますと51%という形になります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第51号美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第52号美祢市自家用有償旅客運送条例の制定についての質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 今回の美祢市自家用有償旅客運送条例の制定に至った背景というものは、基本的には、公共交通の運営する会社の運転手の確保が非常に難しくなってきた。そういったところで、そこを運行できなくなったら、地域のやっばし住民の方が困るということで、それで今回のこの制定に至って、使用料の位置づけをしたと、こういった今回の条例制定の認識でよろしいのでしょうか。その辺を確認します。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃりますとおり、このたび、自家用有償旅客運送を実施します理由は、現在運行しております路線バスの運行継続が困難となったこと、また、併せて日常生活において路線定期運行が必要と判断したことにより、実施をするものでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 分かりました。今後ですね、やっぱり公共交通の運転者不足というのがですね、今後私はさらに加速してくる。ましては公共バス会社のいろいろ事故等が発生して、もう市ごと訴えられるような裁判に、今後、至るような状況でもありますよね。

だから、そういったところで、やっばし今後、運転手確保が今まで従来どおりにはなかなか立ちいかなくなっていくことが非常に想定されるわけですよね。そういった中であって、やっばし今後この条例を下に、さらに、こういった自家用有償旅客運送事業というものが、今回、上宗済、堀越根越ありますけれども、他の地域にも、今後少しずつ拡大する可能性はあるのかどうか、これについて最後お伺いしま

す。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたとおり、このたびの自家用有償旅客運送事業につきましては、路線バスの運行が継続が困難であったこと、また、日常生活において路線定期運行が必要と判断したことが理由でございますけれども、同様な事案が今後生じた場合には、その都度、その地域において最善の代替交通手段が走行を検討することになりますけれども、その中で自家用有償旅客運送についても検討することになると考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第53号美祢市新庁舎等整備有識者会議設置条例の廃止についての質疑を行います。質疑はございませんか。田原議員。

○3番（田原義寛君） すみません、文言の確認だけ。一番最後の部分なんですけど、なお、この条例は公布の日から施行するものでありますっていうのは、これ、条例自体は廃止するわけなんですけど、施行っていうふうな表現でよろしいのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

こちらの記載のとおり、この条例は公布の日から施行するということでよろしいと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第54号美祢市火災予防条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第55号美祢市学校給食センター建設（建築主体）工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第56号美祢市学校給食センター建設（機械設備）工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第57号美祢市学校給食センター建設（電気設備）工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第58号財産の取得についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第59号財産取得についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第60号美祢市農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。お諮りをいたします。
ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により、
委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略する
ことに決しました。

これより、議案第60号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意する
ことに御異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

この際、暫時休憩いたします。

この間に議員の皆さんは、教育民生委員会の開催をお願いいたします。

午前11時47分休憩

午後2時30分再開

- 議長（竹岡昌治君） お疲れさまです。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16、議案第55号から日程第19、議案第58号までを会議規則第35条の規定に
より、一括議題といたします。本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育民
生委員長。

〔教育民生委員長 杉山武志君 登壇〕

- 教育民生委員長（杉山武司君） ただいまより、先ほど開催いたしました教育民生
委員会の委員長報告を申し上げます。

本日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案4件について、委員
全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決し

ております。

なお、各議案に関する入札方法、応札者数等、予定価格、及び落札率等について質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、席上、副市長より、このたびの工事の入札は市内経済の循環のため、市内業者による条件付一般競争入札を執行したのですが、今後、入札方法については検討することとしますとの発言がありました。

以上をもちまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、申し上げ――申し添えさせていただきます。

〔教育民生委員長 杉山武志君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 教育民生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 杉山武志君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。教育民生委員長から申出を受けております委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第16、議案第55号美祢市学校給食センター建設（建築主体）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第56号美祢市学校給食センター建設（機械設備）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第57号美祢市学校給食センター建設（電気設備）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第58号財産の取得についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。皆さん、大変暑い中お疲れさまでございました。

午後2時36分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月13日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃